

2019年度 大津市立仰木小学校いじめ防止基本方針

はじめに

児童が1人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域を含めたみんなの願いです。そこで、本校では、教育目標に「恵まれた自然や歴史と伝統のある郷土仰木を誇りとし、共に考え、鍛え合う、心豊かな子どもの育成」を掲げ、「あかるく、あたたかく、あきらめない笑顔輝く仰木っ子」を目指す子ども像として取り組んでいるところです。

しかし、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。それゆえ、いじめの問題への対応は学校を含め社会全体における最重要課題となっています。

こうしたいじめから一人でも多くの児童を救うためには教職員一人ひとりが「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

そこで、本校では、いじめ防止に向け、子どもの最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第3条や「大津市子どものいじめの防止に関する条例」（平成25年4月1日施行。以下「条例」という。）第2条に規定する「基本理念」に則り、市教育委員会をはじめ保護者、地域の方々、関係機関等と適切に連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処すべく、次のような基本方針で臨みます。

1 いじめ防止等の対策に係る基本的な考え方

誰もがいじめは児童の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識を持つとともに、児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域の願いであるとともに、責務でもあります。そのことを踏まえたいじめ防止等の対策は、学校の内外を問わず学校・家庭・地域・関係機関が互いに協力して、児童が安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整え、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

また、いじめを受けた児童については、その声に耳を傾け、児童の置かれている状況下での気持ちを理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが大切です。そして、このことを通して、児童自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことも重要であると考えます。

①いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめ問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校ではすべての児童をいじめに向かわせることなく、より良い人間関係を構築できるように育み、いじめを生まない環境をつくるために、家庭、地域、その他の関係者が一体となって継続的な取組を進めます。

また、教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことへの理解を促すとともに、豊かな情操や道徳心、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育みます。

さらに、児童が豊かな人間関係をつくることができるよう、児童一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、児童が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切に、実践的な態度を身につけられるよう努めます。

加えて、児童の自主的・自治的な活動を進め、児童自らがいじめの未然防止に取り組むなどして、すべての児童が安心して生活し、学ぶことができる学級・学校づくりを推進します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

(1) 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	児童会及び生徒会を主体とした活動の推進	児童会が主体となって「仰木っ子憲法」を全校に啓発していく。
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	「いじめ防止シンボルマークの掲示物」「仰木っ子憲法の掲示」等を活用し、いじめ防止の意識付けを行う。

(2) 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	子どもの心を豊かにする教育の推進	全学年で、共通の価値項目、「命の尊さ」に関する道徳授業を実施する。
b	自他ともに認め合う人権教育の推進	いじめ防止や人権に関する標語づくりの学習を通して人権意識を高める。

c	いじめ問題にかかる子どもの解決力を育むための教育の推進	いじめる側だけでなく、観衆・傍観者でいることもいけないことであることを道徳の時間・学級指導などで指導する。
d	専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施	外部機関による講師を招聘し、対処方法を学ぶ機会とする。
e	子どもの存在や意見が大切にされる授業づくり・学級づくりの推進	日常の指導の中で、一人ひとりを大切にし、自尊感情を高める学級経営を目指す。
f	いじめ防止啓発月間・人権週間における取組	人権標語作品を校内に全員掲示し、人権意識啓発の契機とする。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	幼稚園児と1年生、5年生との交流の機会を持つ中で、優しい気持ちで接することの大切さを感じとる。
h	ネット上のいじめを含めた情報モラル教育の推進	身近な存在となっているネットの危険性と正しい活用方法を学習する機会を持つ。

(3) 教員に対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組にかかわる教員体制の整備	事案発生時だけでなく、いじめ防止のために日常注意すべき事項について研修する機会を持つ。
b	学校いじめ防止基本方針及びいじめ対策担当教員等の周知	「学校いじめ防止基本方針」について、全教職員に周知する機会をもつ。
c	いじめ事案対応にかかる教員への指導・助言及び組織的支援体制の充実	報告、連絡、相談の機能を充実させ、事案発生時には迅速かつ正確な初期対応に努める。

②いじめの早期発見

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、また、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく鋭い観察力を高めることが必要です。

このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかと疑いを持って、速やかに的確な関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりせず積極的に認知できるよう努めます。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を堅密にし、児童の状態をきめ細やかに把握するように努めます。さらに、児童にとっていじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、児童が安心して相談できるよう、教職員は日頃から積極的に児童に声かけをするなど、児童との信頼関係を築くとともに、学校として、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

加えてより多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築できるように努めます。

(1) いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめに関する定期的なアンケート調査の実施	学期に1回(年3回)アンケート調査を実施し、本校の現状を正しく把握する。
b	いじめ対策担当教員を中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約	気になる情報に対しては、すぐに担当に情報が集約されるようなシステムを構築する。
c	いじめが発生するピーク時の校舎内及び校門等における見守り活動の実施	休み時間や清掃時に校内の巡回を行い、子どもの様子を注意深く見守る。
d	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	教育相談担当と連携して情報を共有し、事案発生時には即対応できるようこころがける。 また、学級担任が個別面談を適宜行う。
e	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	家庭との連絡帳のやりとり、電話連絡や家庭訪問等で情報交換が日常的にスムーズに行えるよう配慮する。
f	ネット上のいじめにかかる保護者との連携強化	ネット上のいじめに関連する資料を配布し、家庭でも子どもたちを見守り、指導してもらえようとする。

(2)いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ事案の情報共有を図るための「いじめ対策委員会」の開催	毎週の打ち合わせ時に「いじめ対策委員会」を位置付けて継続実施する。
b	学年及び校種を越えた情報共有の推進	連絡会や日常の関わりの中で小中連携を推進し、なめらかな接続をこころがける。

③いじめへの対処

児童からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要があります。

このため、本校では、いじめがあった場合にはもちろんのこと、いじめの疑いがある段階で、いじめを受けた(もしくは受けたと思われる)児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保しつつ「いじめ対策委員会」を開催します。その場で、情報の共有を図るとともに、指導方針等について検討し、直ちに対処します。

この際、いじめを受けた児童の立場に配慮しつつ、関連する児童から事情を確認するとともに、必要に応じて専門家と連携し、適切な支援に努めます。

また、家庭や市教育委員会への報告・連絡を行い、堅密な連携を図ります。

加えて、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには必要に応じて、心理、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図ります。

このため、平素からすべての教員間の中で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め情報共有する体制を構築します。

ついでに、上記のことに関して、本校では以下のような取組を進めます。

(1) いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	組織的にいじめ事案に対処するための「いじめ対策委員会」における対応	事案発生時には正しく情報を収集して解決に向けての段階を踏んだ取り組みを進める。
b	いじめ事案の解決に向けた対応	加害、被害児童への適切なアプローチをこころがけ、早期解決を目指す。

c	ネット上のいじめへの対応	情報を迅速に集約し、必要に応じて関係機関との連携を図りながら対応する。
d	重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	正確な情報が迅速に集約できるよう内容を十分に見直して実施する。
e	いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	対応する過程で得た正しい情報は、その都度保護者に提供できるようにこころがける。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。また、学校協力者会議と兼ねて拡大いじめ対策委員会を設定します。いじめ対策委員会の役割等については、以下のとおりとします。

① 役割

- ア) いじめ防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめ防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめ防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめ防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があったときには緊急会議を開催し、いじめ情報の迅速な共有を図り、教職員間や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) PDCA サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止基本方針の見直しを行う
その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

② 構成員

- ・ 定例及びいじめ事案発生時のいじめ対策委員会：個別のいじめ事案の対応策を協議
管理職、いじめ対策担当教員、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、担任とし、個々の事案に応じて、関係の深い教職員や学校に派遣されているスクールカウンセラーを追加します。
また、事案の性質上、必要に応じて、市教委指導主事の他、心理や福祉の専門家、弁護士、医師などの外部専門家の参加を得ます。

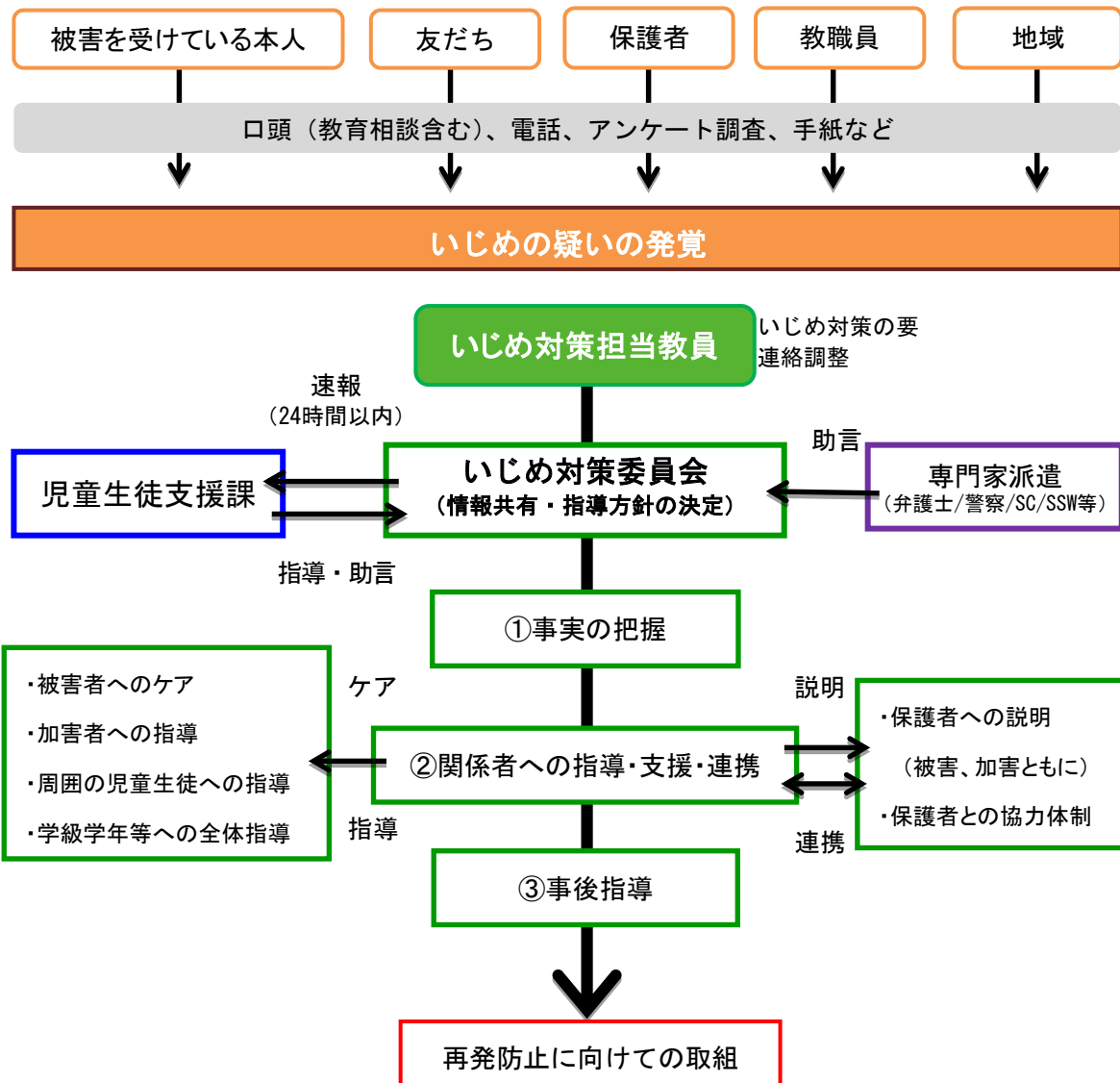
- ・拡大いじめ対策委員会：学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況評価等を協議管理職、いじめ対策担当教員、生徒指導主任等の学校教職員の他、自治連合会、PTA 会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

※学校協力者会議と兼ねて実施

③ 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等の役割分担し、連携して取り組みます。

④ いじめ事案対応フロー図



3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末に目標の達成状況(活動実績)を自己評価します。また、評価に際しては、目標の達成状況(活動実績)を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備考
4	・1年生を迎える会…「仰木っ子憲法」についての発表 (①・④) ・家庭訪問 (②)	児童会の取組
5	・児童アンケート調査 (②)	
6	・拡大いじめ対策委員会 兼学校協力者会議(④) ・いじめ防止の取組Ⅰ (児童会) (①・④)	児童会の取組
7	・個別懇談会 (④)	
8	・いじめに問題に関する校内研修会 (①・②・③・④)	
10	・家族参観 (全校一斉道徳授業) (①・④) ・いじめ防止の取組Ⅱ (児童集会) (①) ・児童アンケート調査 (②) ・ふれあい月間 (教育相談活動)	児童会の取組
11	・拡大いじめ対策委員会 兼学校協力者会議 (④) ・人権週間の取組 (①・④) ・保護者アンケート調査	
12	・個別懇談会(④)	
2	・児童アンケート調査 (②) ・拡大いじめ対策委員会 兼学校協力者会議(④) ・いじめ防止の取組Ⅲ (児童会) (①・④)	児童会の取組
3	・保護者懇談会 (④)	
年間を通じて	・朝のあいさつ運動 (①・②) ・たてわり班での掃除 (ニコニコ掃除) (①) ・いじめ担当教員による校内の巡回活動・清掃時の見守り・支援活動 (①・②) ・いじめ対策委員会 (①・②・③) ・スクールカウンセラーによる教育相談 (②・③) ・教職員によるいじめ問題への取組に対する点検・報告 (①・②・③)	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④